

# 退職後の医療保険制度について

平成31年3月作成  
平成31年3月19日改訂

大阪市職員共済組合  
TEL 06-6208-7591~3  
市役所本庁4階人事室内

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて当共済組合の資格を喪失しますので、次の1~4のいずれかの医療保険制度への加入手続きが必要です。

## 1 再就職先の健康保険

再就職先で健康保険の適用を受ける場合は、その再就職先の健康保険に加入することになります。

## 2 任意継続組合員

退職後も引き続き任意継続掛金を納めることにより、原則として2年間に限り、当共済組合の組合員資格を継続することができます。詳細については、次ページ以降をご覧ください。

## 3 家族の加入している健康保険などの被扶養者

配偶者など家族が加入している健康保険等の被扶養者になることができる場合があります。ただし、収入限度額など被扶養者となるための条件がありますので、あらかじめ家族が加入している健康保険組合等にご確認ください。

## 4 国民健康保険の被保険者

保険料額や給付内容及び申請手続きなど、詳細については居住地の市区町村であらかじめご確認ください。

国民健康保険に加入する場合で、「資格喪失証明書」が必要な方は、各所属所（市長部局にあっては総務事務センター）の共済組合事務担当に申請してください。

○組合員が退職し配偶者が20歳以上60歳未満の場合、健康保険の手続きとは別に、配偶者の国民年金の届出が必要です。

### ・組合員が大阪市を退職し、再就職しない場合（任意継続組合員も含まれます）

配偶者は国民年金第1号被保険者となるため、居住地の市区町村役場の国民年金担当で手続きを行う必要があります。

手続きの際に、資格喪失証明書、印鑑、年金手帳等必要な書類がありますので、詳しくは各市町村役場の国民年金担当に問い合わせてください。

### ・組合員が大阪市を退職し、他の公務員又は会社へ再就職した場合

配偶者は引き続き国民年金第3号被保険者となりますが、再就職先を通じて改めて手続きを行う必要があります。

日本年金機構所定の様式である「国民年金第三号被保険者届」に必要事項を記入し、年金手帳等の必要書類を添えて、再就職先へ提出してください。

なお、退職日から再就職するまでに期間が空く場合は、まず国民年金第1号被保険者の手続きを行い、再就職後に再度国民年金第3号被保険者の手続きを行ってください。

（例：3月31日退職 → 5月1日就職の場合）

# 退職後の任意継続について

## 1 加入資格

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であったもの。

## 2 申請方法

退職日の翌日から19日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」に必要事項を記入のうえ、当共済組合まで持参してください。

《申請の際に必要なもの》

- ①任意継続組合員資格取得申出書  
(当共済組合のホームページからダウンロードできます。)
- ②印鑑
- ③本人確認書類 (運転免許証・パスポート・年金手帳等)
  - ・組合員本人が持参する場合は、組合員の本人確認書類
  - ・代理人が持参する場合は、組合員との続柄が確認できるもの (住民票等) 又は委任状及び代理人の本人確認書類
- ④掛金  
※一括前納を希望される場合は、手続き時に一括前納分の金額が必要です。

### ○事前申請について

- ・年度末退職者については、対象者が多いことから、申請時の混雑緩和及び待ち時間短縮のため、退職までの一定期間に申請の受付をします(事前申請)。
- ・事前申請される方は、事前申請受付締切日までに各所属所 (市長部局については総務事務センター) に「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。
- ・事前申請された方には掛金の納付書等を自宅へ送付しますので、指定金融機関の窓口で掛金を納付してください。
- ・組合員証は後日、当共済組合に受け取りに来ていただく必要があります。その際、本人確認書類と掛金納付済みの領収証書が必要です。

## 3 掛金 (保険料)

### 【掛金の算出方法】

- ・短期掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)
  - ・介護掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)
- (介護掛金は40歳以上65歳未満の方が対象)

《(A)掛金算定の基礎となる標準報酬月額》  
次の①、②のうちどちらか低い方になります。

- ①退職時の標準報酬月額
- ②全組合員の標準報酬月額の平均 (平成31年度は440,000円)

《(B)平成31年度掛金率》

- ・短期掛金…1,000分の99.60
- ・介護掛金…1,000分の14.20

### 【掛金額の例】 (標準報酬月額の平均440,000円の場合の掛金の月額)

短期掛金	440,000円	×	99.60/1,000	=	43,824円/月
介護掛金	440,000円	×	14.20/1,000	=	6,248円/月
掛金合計	43,824円	+	6,248円	=	50,072円/月

※「全組合員の標準報酬月額の平均」及び「掛金率」は、毎年度見直しがあります。  
また、「掛金率」は平成31年3月開催予定の組合会により正式決定されます。

- 掛金は当共済組合が作成する納付書により、指定金融機関（りそな銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行）の窓口で納付してください。  
**※コンビニ、ATMでは入金できません。**  
**※掛金の口座自動振替（引き落とし）は行っていませんのでご注意ください。**
- 掛金は、納付書に記載されている納付期限までに納付してください。  
**※納付期限までに納付が確認できない場合は、資格喪失となりますのでご注意ください。**

#### 〈参考〉年間掛金早見表

（介護掛金を含む平成31年4月分から平成32年3月分の掛金額）

退職時の標準報酬月額	月納	6ヵ月分一括前納		12ヵ月分一括前納	
	1年分	1年分	割引額	1年分	割引額
150,000円	204,840円	202,845円	1,995円	201,203円	3,637円
200,000円	273,120円	270,459円	2,661円	268,271円	4,849円
300,000円	409,680円	405,690円	3,990円	402,406円	7,274円
440,000円（上限）	600,864円	595,011円	5,853円	590,197円	10,667円

※6ヵ月分一括前納や12ヵ月分一括前納は、毎月払いに比べて割引があります。

## 4 組合員証等の交付

掛金納付後に、当共済組合まで領収証書及び本人確認書類を持参してください。納付確認及び本人確認後、その場で組合員証等をお渡しします。

《受け取りの際に必要なもの》

本人確認書類（運転免許証・パスポート・年金手帳等）

- ・組合員本人が持参する場合は、**組合員の本人確認書類**
- ・代理人が持参する場合は、**組合員との続柄が確認できるもの（住民票等）又は委任状及び代理人の本人確認書類**
- ・掛金納付済みの領収証書

## 5 給付内容

一般組合員と同じ内容の保健給付及び災害給付が支給されますが、休業給付（傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金）については、支給対象外となります。

## 6 資格喪失になるとき

次のいずれかに該当した場合には、任意継続組合員の資格は喪失します。

- ①任意継続組合員の資格取得日から起算して2年間を経過したとき
- ②掛金を納付期限までに納付しないとき
- ③組合員が死亡したとき
- ④再就職により被保険者等となったとき  
（後期高齢者医療制度への加入も含む）
- ⑤任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出て、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき  
（他の健康保険組合等の被扶養者になるときや、国民健康保険に加入するときなど）

※上記事由の③～⑤に該当した場合は、当共済組合に届出が必要です。

届出方法は、任意継続の申請の際にお渡しする「任意継続を申出された方へ」に記載していますので、そちらをご覧ください。


# 任意継続資格取得申出書の記入例

共済組合決裁欄		
事務局次長	係長	係員

記号	〇〇	番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	①	
組合名称	大阪市職員共済組合				
退職時に使用されていた所属所	〇〇局				②
退職年月日	平成 31 年 3 月 31 日	退職時の標準報酬月額	第〇級 〇〇〇〇〇〇円	③	
掛金納付方法	(翌月以降に希望する納付方法を○で囲んでください。) 1. 毎月払い    2. 6ヵ月分一括前納    3. 12ヵ月分一括前納				④
給付金受取口座	☆どちらか希望する項目をチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> ①現在、登録している口座を引き続き給付金受取口座にする。 <input type="checkbox"/> ②現在、登録している口座から別の口座を給付金受取口座にする。 (別途、申請書がありますので、記入のうえ提出していただくことになります。) *この受取口座は当共済組合から給付金等を振り込むための口座です。 <b>掛金の口座自動振替はできませんのでご注意ください。</b> 掛金につきましては、所定の納付書により金融機関窓口で納付してください。				⑤
					⑥

大阪市職員共済組合理事長 様

上記のとおり申出ます。

平成 31 年 4 月 1 日					
自宅住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇				⑦
(フリガナ)	キョウサイ タロウ				
氏名	共済 太郎				
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ・ <input type="checkbox"/> 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
自宅電話番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				

喪失前異動	有・無	任継加入前組合員期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-------	-----	------------	---------------

受付番号	
------	--



## 記入方法について

### ①記号・番号

- ・ 在職中に使用していた組合員証に記載されている記号、番号を記入してください。

### ②退職時に使用されていた所属所

- ・ 退職時の局・区名等を記入してください。

### ③退職年月日

- ・ 退職日を記入してください。

### ④退職時の標準報酬月額

- ・ 退職時に適用されていた標準報酬月額を記入してください。  
※わからない場合は空欄で結構です。

### ⑤掛金納付方法

- ・ 掛金の納付方法を選んで、○印をつけてください。
- ・ 掛金の納付については、納付書に記載されている納付期限までに納めてください。
- ・ 6ヵ月分一括前納や12ヵ月分一括前納は、毎月払いに比べて割引がありますので、3ページの掛金早見表を参考にしてください。

### ⑥給付金受取口座

- ・ 給付金受取口座については、当共済組合から給付金等を振込む際に使用する口座です。  
**掛金の引き落としをするための口座ではありませんのでご注意ください。**
- ・ 現在登録している口座のまま変更しない場合は①に、変更する場合は②に、それぞれチェックしてください。  
②にチェックした方は、「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」を別途提出してください(当共済組合のホームページからダウンロードできます)。

### ⑦申出日・自宅住所・氏名・性別・生年月日・自宅電話番号

- ・ 組合員本人からの申出になります。記入誤りのないようご注意ください。  
※ 職場の住所・電話番号を記入しないでください。

## よくある問い合わせ

Q 1 任意継続の手続きは必ずしなければなりませんか？

A 1 いいえ。退職後に他の健康保険に加入しない方のみ手続きをしてください。再就職先で健康保険の適用がある方（再任用職員を含む）や、家族の加入している健康保険の被扶養者となる方、国民健康保険に加入される方は、この手続きは不要です。

Q 2 退職後は家族の健康保険の扶養に入りたいと思っておりますが、被扶養者になれるかどうかまだ分かりません。どうしたらいいですか？

A 2 家族の被扶養者になれることが判明してから、任意継続の手続きをしてください。家族の健康保険へ加入する手続きと任意継続の手続きを同時にすることはできません。任意継続の資格取得後に家族の被扶養者になる届出をする場合には、任意継続資格を喪失することを希望する届出が必要です。資格喪失後に家族の健康保険へ加入する手続きをしてください。

Q 3 年度末退職後、4月1日から再就職をしたいと思っておりますが、任意継続の事前申請の提出期限までに再就職先が決まるかどうか分かりません。事前申請はできますか？

A 3 はい。4月1日からの再就職先が未定の場合は、任意継続の事前申請が可能です。ただし、再就職が決定次第速やかに当共済組合に連絡をお願いします。再就職先の資格取得日が4月の月途中の場合は、4月分の掛金は返還できませんのでご注意ください。

Q 4 任意継続の手続きをしたいのですが、数ヵ月後に再就職によって他の健康保険に加入するかもしれません。そういった場合でも掛金の一括前納ができますか？

A 4 はい。再就職によって他の健康保険に加入するなど、任意継続を途中でやめられる場合、掛金の過納分は返還しますので、どの納付方法を選択していただいても結構です。

Q 5 任意継続の場合、在職中から扶養している家族は、引き続き扶養家族として認定されますか？また、掛金の額は扶養家族の人数によって違いがありますか？

A 5 退職後も生計維持関係があれば、引き続き扶養家族として認定されます。生計維持関係の変更の際には速やかに「被扶養者申告書」により届出をしてください。また、掛金の額は2ページの「3 掛金（保険料）」の【掛金の算出方法】のとおりで、扶養家族の増減があっても変更されません。

Q 6 任意継続組合員証の受取に行くまでの保険証がない期間、医療機関等を受診したい場合には、どうしたらいいですか？

A 6 一旦、10割負担でお支払いいただき、任意継続組合員証（保険証）の受取後に医療機関等へ新しい保険証の提示をし精算してください。医療機関等で精算していただけなかった場合には、後日、当共済組合宛に「療養費請求書」（当共済組合ホームページ参照）に診療報酬明細書と領収書を添付し請求手続きを行ってください。後日、「給付金決定通知書兼支払通知書」をご自宅宛に送付いたします。